

○国立大学法人秋田大学総合技術部調整委員会実施細則

(平成 19 年 3 月 14 日規則第 197 号)

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 197 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人秋田大学総合技術部運営委員会規程第 8 条第 2 項に基づき秋田大学総合技術部調整委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、秋田大学総合技術部(以下「総合技術部」という。)の次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 各部局技術部の連絡調整に関する事。
- (2) 総合技術部の専門技術研修の実施及び評価に関する事。
- (3) 総合技術部への技術相談、業務依頼等、技術支援に係る総合的業務の実施に関する事。
- (4) 総合技術部運営委員会の決定事項の実施に関する事。
- (5) その他総合技術部の運営に係る調整事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合技術部副部長
- (2) 各部局技術部の総括技術長
- (3) 総合技術部長が指名する各部局技術部の副総括技術長又は技術長 各 3 名以内
- (4) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 4 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、総合技術部副部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課の協力のもと総合技術部において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第4号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則(平成25年3月29日規則第197号)

この細則は、平成25年4月1日から実施する。